

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 11 月 24 日（決定）

令和 2 年 12 月 22 日（変更）

肝付町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

肝付町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、果樹や野菜等を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作や甘藷、飼料作物が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、肝付町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和 5 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
設定時 (平成 29 年 4 月)	2,510 ha	12.6 ha	0.50 %
現状 (令和 2 年 4 月)	2,155 ha	15.1 ha	0.70 %
目標 (令和 5 年 4 月)	2,164 ha	6.1 ha	0.28 %

【目標設定の考え方】

- ・利用可能な遊休農地 15.1ha について、当委員会では、年間 3.0ha の解消を目指すことで 3 年後の解消目標数値を設定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
設定時 (平成 29 年 4 月)	2,510 ha	575 ha	22.91%
現状 (令和 2 年 4 月)	2,140 ha	655.1 ha	30.61%
目標 (令和 5 年 4 月)	2,140 ha	985.1 ha	46.03%

【目標設定の考え方】

農地集積目標は、これまでの単年度集積面積を基にし、年間の農地集積目標を 110ha とすることで、3 年後に 330ha の集積を目指す。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
設定時 (平成29年4月)	1256戸 (172戸)	139 経営体	11 経営体	1 経営体	1 経営体
現状 (令和2年4月)	1256戸 (172戸)	135 経営体	21 経営体	7 経営体	0 経営体
目標 (令和5年4月)	1256戸 (172戸)	140 経営体	27 経営体	3 経営体	1 経営体

注1:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年(平成27年)農林業センサスの数値である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項で、農業委員会の役割が「農地所有者等の意向確認」と「地域の話し合いへの参加」に重点化・明確化されたことを踏まえ、肝付町農業委員会の農業委員と推進委員の活動目標を以下のとおり設定する。

【農業委員・推進委員の活動目標】

① 農地所有者等の意向確認

肝付町において、平成30年から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員「1・5・一絵(いちごいちえ)」活動～』を計画的・継続的に実施する。

なお、1委員、1カ月当たり5戸の農地利用の意向確認を目標とする。

② 地域の話し合いへの参加

肝付町において実施される、地域における農業者等による協議の場(人・農地プランの話し合い)に委員は出席する。その際、以下の役割を担うこととする。

1. 参加の呼びかけや話し合いが前向きに進むような助言等
2. 意向確認結果報告

なお、進行・取りまとめ等の役割は、できる委員は積極的に取り組む。

③ 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」に参加して、農地の効率的な利用に資する情報の提供農地情報を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

④ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望す

る復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

⑤ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

⑥ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で、利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
設定時 （平成29年4月）	7人 （2.8ha）	0法人 （0ha）
現状 （令和2年4月）	2人 （1.0ha）	0法人 （0ha）
目標 （令和5年4月）	3人 （3.0ha）	3法人 （3.0ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、町担い手育成総合支援協議会や農地利用円滑化団体で取り組む新規就農者研修事業の活用等について関係機関と情報の共有化を図り、新規就農者の確保に努める。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。